

届出(通知)受理窓口一覧表（区部）			
地域	区分	受理窓口	
特別区の区域	都が受理	※別紙「建設リサイクル法に係る都と特別区の事務の区分」により、都知事の手務となる場合については、都が受理	
		受理窓口	担当課
		都市整備局 市街地建築部	建築指導課
	区が受理	※別紙「建設リサイクル法に係る都と特別区の事務の区分」により、特別区の長の事務となる場合については、工事の場所を所管する特定行政庁である各区が窓口	
		受理窓口	担当課
		千代田区 環境まちづくり部	建築指導課
		中央区 都市整備部	建築課
		港区 街づくり支援部	建築課
		新宿区 都市計画部	建築指導課
		文京区 都市計画部 土木部	建築指導課(建築工事関係) 管理課(土木工事関係)
		台東区 都市づくり部	建築課
		墨田区 都市計画部	建築指導課
		江東区 都市整備部	建築課
		品川区 都市環境部	建築課
		目黒区 都市整備部	建築課
		大田区 まちづくり推進部	建築調整課
		世田谷区 防災街づくり担当部 土木部	建築安全課(建築工事関係) 土木計画調整課(土木工事関係)
		渋谷区 都市整備部 土木部	建築課(建築工事関係) 道路課(道路工事関係)
		中野区 環境部	環境課
		杉並区 都市整備部	建築課
		豊島区 都市整備部	建築課
		北区 まちづくり部	建築課
		荒川区 防災都市づくり部	建築指導課
		板橋区 都市整備部	建築指導課
		練馬区 都市整備部	建築課
		足立区 都市建設部	建築審査課
		葛飾区 都市整備部	建築課
		江戸川区 都市開発部	建築指導課

届出(通知)受理窓口一覧表（多摩）				
地域	区分	受理窓口		
多摩地域	都が受理	東京都多摩建築指導事務所	建築指導第一課	立川市錦町 4-6-3（立川合同庁舎内） 042-548-2056 （所管範囲） 昭島市、国立市、狛江市、東大和市、武蔵村山市、多摩市、稲城市
			建築指導第二課	小平市花小金井 1-6-20（小平合同庁舎内） 042-464-0010 （所管範囲） 小金井市、東村山市、清瀬市、東久留米市
			建築指導第三課	青梅市河辺町 6-4-1（青梅合同庁舎内） 0428-23-3289 （所管範囲） 青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町
	区分		受理窓口	担当課
	市が受理	八王子市 立川市 武蔵野市 三鷹市 府中市 調布市 町田市 小平市 日野市 国分寺市 西東京市	まちなみ整備部	建築指導課
			まちづくり部	建築指導課
			都市整備部	建築指導課
			都市整備部	建築指導課
			都市整備部	建築指導課
			都市整備部	建築指導課
			都市づくり部	建築開発審査課
			都市開発部	建築指導課
			まちづくり部	建築指導課
			まちづくり部	建築指導課
			まちづくり部	建築指導課
			まちづくり部	建築指導課

届出（通知）受理窓口一覧表（島しょ）				
地域	区分	受理窓口	担当課	住所・電話番号・所管範囲
島しょ地域	都が受理	都市整備局 市街地建築部	建築指導課	新宿区西新宿 2-8-1 03-5388-3372
				大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

再資源化等が適正に行われなかった場合の申告窓口一覧表				
地域	区分	受理窓口	担当課	住所・電話番号・所管範囲
特別区・島しょ地域	都が受理	環境局 資源循環推進部	産業廃棄物対策課	新宿区西新宿 2-8-1 03-5388-3446
多摩地域		東京都多摩環境事務所	廃棄物対策課	立川市錦町 4-6-3（立川合同庁舎内） 042-528-2694
八王子市	市が受理	八王子市 資源循環部	廃棄物対策課	八王子市元本郷町 3-24-1 042-620-7458

「建設リサイクル法に係る都と特別区の事務の区分」

工 種	都知事の事務	特別区の長の事務
建築物の解体工事	ア 延べ面積が10,000m ² を超える建築物の敷地内で施工する建築物の解体工事(解体する部分の床面積の合計が80m ² 以上)	左記の都知事の手続に該当するもの以外の建築物の解体工事(解体する部分の床面積の合計が80m ² 以上)
	イ 建築基準法第51条(卸売り市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に限る。)の規定により都知事の許可を必要とする建築物の解体工事(解体する部分の床面積の合計が80m ² 以上)	
	ウ 建築基準法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可(区長の権限に属するものを除く。)を必要とする建築物又は工作物の解体工事(解体する部分の床面積の合計が80m ² 以上)	
	エ 建築基準法施行令第138条第1項各号及び同条第3項第2号ハからチまでに掲げる工作物で上記ア～ウに掲げる建築物に附置又は附属するものの解体工事(解体する部分の床面積の合計が80m ² 以上)	
	オ 建築基準法施行令第146条第1項第1号に掲げる建築設備で上記アからウに掲げる建築物に設けるものの解体工事(解体する部分の床面積の合計が80m ² 以上)	
建築物の新築・増築工事	ア-1 延べ面積が10,000m ² を超える建築物の新築工事	左記の都知事の手続に該当するもの以外の建築物の新築・増築工事(新築又は増築する部分の床面積の合計が500m ² 以上)
	ア-2 延べ面積が10,000m ² を超えることとなる建築物の増築工事(増築部分の床面積の合計が500m ² 以上)	
	イ 建築基準法第51条(卸売り市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に限る。)の規定により都知事の許可を必要とする建築物の新築・増築工事(新築又は増築する部分の床面積の合計が500m ² 以上)	
	ウ 建築基準法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可(区長の権限に属するものを除く。)を必要とする建築物又は工作物の新築・増築工事(新築又は増築する部分の床面積の合計が500m ² 以上)	
	エ 建築基準法施行令第138条第1項各号及び同条第3項第2号ハからチまでに掲げる工作物で上記ア～ウに掲げる建築物に附置又は附属するものの新設・増設工事(新築又は増築する部分の床面積の合計が500m ² 以上)	
	オ 建築基準法施行令第146条第1項第1号に掲げる建築設備で上記アからウに掲げる建築物に設けるものの新築・増築工事(新築又は増築する部分の床面積の合計が500m ² 以上)	
建築物の修繕模様替等工事	ア 延べ面積が10,000m ² を超える建築物の修繕・模様替等工事(請負代金の額が1億円以上)	左記の都知事の手続に該当するもの以外の建築物の修繕・模様替等工事(請負代金の額が1億円以上)
	イ 建築基準法第51条(卸売り市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に限る。)の規定により都知事の許可を必要とする建築物の修繕・模様替等工事(請負代金の額が1億円以上)	
	ウ 建築基準法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可(区長の権限に属するものを除く。)を必要とする建築物又は工作物の修繕模様替等工事(請負代金の額が1億円以上)	
	エ 建築基準法施行令第138条第1項各号及び同条第3項第2号ハからチまでに掲げる工作物で上記ア～ウに掲げる建築物に附置又は附属するものの新設・増設工事(請負代金の額が1億円以上)	
	オ 建築基準法施行令第146条第1項第1号に掲げる建築設備で上記アからウに掲げる建築物に設けるものの新築・増築工事(請負代金の額が1億円以上)	
建築物以外の工作物の工事	延べ面積が10,000m ² を超える建築物の敷地内で施工する工作物の解体工事又は新築工事等(請負代金の額が500万円以上)	左記の都知事の手続に該当するもの以外の工作物の解体工事又は新築工事等(請負代金の額が500万円以上)